

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
(配当等の処理)	(配当等の処理)
第30条の4 (略)	第30条の4 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
6 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社 <u>又は取引参加者</u> が行う。	6 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社が行う。
7 (略)	7 (略)
付 則	
この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。	